

豊田市高齢者健康増進活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者福祉施設への送迎バスを運行することにより、高齢者の社会参加による健康増進活動を支援すること及び高齢者福祉施設の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者福祉施設 豊田市高齢者温泉休養施設条例（昭和62年条例第3号）第2条に規定する豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘（以下、「寿楽荘」という。）及び豊田市老人福祉センター条例（昭和49年条例第2号）第2条に規定する豊田市老人福祉センター豊寿園（以下、「豊寿園」という。）
- (2) 高齢者クラブ 豊田市高齢者クラブ連合会、豊田市内の地区高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブとして、豊田市が把握している団体
- (3) 地域ふれあいサロン実施団体 地域ふれあいサロンとして豊田市社会福祉協議会に登録している団体
- (4) 元気アップ教室自主グループ 豊田市元気アップ教室実施要領に基づいて実施している元気アップ教室の自主グループとして豊田市に登録している団体

(事業内容)

第3条 この事業は、市が借り上げたバスによって次条に規定する利用者（以下、「利用者」という。）を利用者が指定する場所から高齢者福祉施設に送迎するものである。

- 2 高齢者福祉施設のうち寿楽荘を宿泊利用する者は、利用最終日に限り、利用者が指定する場所と寿楽荘の送迎の途中において、別表第1に掲げる観光交流施設のいずれか一つに立ち寄ることができるものとする。
- 3 別表第1に規定する施設に立ち寄る利用者は、別表第2に掲げる物販施設のいずれか一つに立ち寄ることとする。

(利用者)

第4条 この事業を利用できる者は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 高齢者クラブ
- (2) 地域ふれあいサロン実施団体
- (3) 元気アップ教室自主グループ
- (4) 次条に規定する利用許可を受けた団体
- (5) その他市長が認めた団体

(利用許可申請)

第5条 この事業の利用許可を受けようとする団体(前条第1号から第3号までを除く。)は、当事業の利用を希望する年度ごとに、高齢者福祉施設を利用する1か月前までに、豊田市高齢者福祉施設送迎バス利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の活動状況が分かる図書
- (2) その他市長が必要と認める図書

3 この事業の利用許可を受けようとする団体は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 代表者の住所及び活動拠点が豊田市内であること。
- (2) 半数以上の会員の年齢は、60歳以上であること。
- (3) 会員数は、おおむね20人以上であること。
- (4) 次のいずれかの取組を実施していること。

- ア 地域の環境美化に関する取組
- イ 防災、防犯及び交通安全に関する取組
- ウ 世代間交流、次世代への伝承に関する取組
- エ 地域福祉に関する取組
- オ 自治区等と協力して実施する地域課題解決のための取組
- カ 健康増進のための取組
- キ その他市長が認める取組

(利用許可等)

第6条 市長は、前条の規定により、利用許可申請があったときは、その内容を審査し、利用を許可することが適當と認めたとき、又は不許可とすると認めたときは、豊田市高齢者福祉施設送迎バス利用許可決定通知書(様式第2号)又は豊田市高齢者福祉施設送迎バス利用不許可決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により、利用を許可した者があったときは、高齢者福祉施設の指定管理者に通知する。

(利用条件)

第7条 この事業は、バスの1回の乗車人数が10人以上の場合に利用できるものとする。

- 2 送迎バスの運行に係る発着地点は、豊田市内に限る。
- 3 利用者は、送迎バスの運行に係る費用を除き、別表第1及び第2に規定する施設(以下、「観光交流施設等」という。)の利用に伴い発生する費用の全てを負担するものとする。
- 4 利用者は、観光交流施設等の利用に当たり、立ち寄る観光交流施設等の利用に関する手続等の全てを行うものとする。
- 5 利用者は、高齢者福祉施設の指定管理者及び市の指示に従うものと

する。

(利用方法)

第8条 この事業を利用する団体は、高齢者福祉施設の利用を予約する際に、高齢者福祉施設の指定管理者に、この事業を利用することを申し出るものとする。

2 観光交流施設等を利用する団体は、利用日の1か月前までに豊田市高齢者 福祉施設送迎バス観光交流・物販施設立ち寄り利用届（様式第4号）を寿楽荘の指定管理者に提出するものとする。

3 前項の規定による利用届を期日までに提出できないやむを得ない理由があり、かつ利用が可能と寿楽荘の指定管理者が認める場合、利用届の提出を申し出に代えることができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

観光交流施設の名称及び所在地

名称	所在地
豊田市小原和紙のふるさと	豊田市永太郎町洞216番地1
豊田市旭高原自然活用村	豊田市旭八幡町根山68番地1
豊田市どんぐりの里いなぶ	豊田市武節町針原22番地1
豊田市香嵐渓施設 香嵐渓園地ほか7施設	豊田市足助町飯盛34番地ほか7 か所
豊田市香恋の里 香恋の館ほか2施設	豊田市羽布町鬼ノ平5番地ほか2 か所
松平郷	豊田市松平町赤原9番地1
豊田スタジアム	豊田市千石町7丁目2番地
豊田地域医療センター	豊田市西山町3丁目30番地1
愛知県緑化センター	豊田市西中山町猿田21番地1
豊田市防災学習センター	豊田市長興寺5丁目17番地1

その他市長が立ち寄りを認めた施設

別表第2（第3条関係）

物販施設の名称及び所在地

名称	所在地
豊田市旭高原自然活用村	豊田市旭八幡町根山68番地1
豊田市どんぐりの里いなぶ	豊田市武節町針原22番地1
豊田市香嵐渓施設 香嵐渓園地ほか7施設	豊田市足助町飯盛34番地ほか7 か所
豊田市香恋の里 香恋の館ほか2施設	豊田市羽布町鬼ノ平5番地ほか2 か所
豊田スタジアム	豊田市千石町7丁目2番地
J A あいち豊田グリーンセンター 松平店	豊田市松平志賀町丸山5番地1
J A あいち豊田グリーンセンター 藤岡店	豊田市西中山町稻場161番地1
J A あいち豊田産直プラザ	豊田市西町4丁目24番地